

相続税対策の切り札！ 贈与徹底活用（生前贈与加算）（その5）

暦年贈与による場合には、相続開始前3年以内の贈与については生前贈与加算の規定が設けられています。今回は暦年贈与に伴う生前贈与加算の取扱いについて解説します。

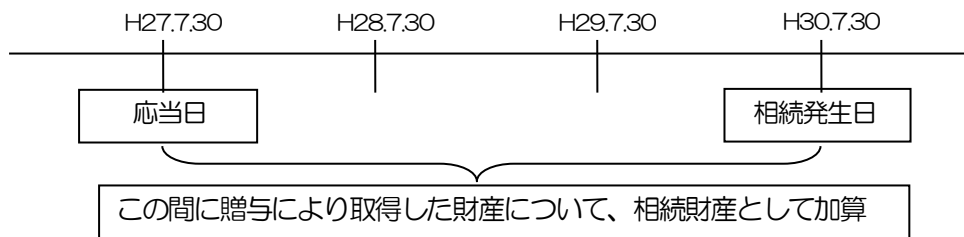
1. 生前贈与加算の規定の概要

相続などにより財産を取得した人が、被相続人からその相続開始前3年以内（死亡の日からさかのぼって3年前の日から死亡の日までの間）に贈与を受けた財産があるときには、その人の相続税の課税価格に贈与を受けた財産の贈与の時の価額を加算します。（基礎控除額110万円以下の贈与財産や、死亡した年に贈与されている財産の価額も加算することになります。）

また、その加算された財産の価額に対応する贈与税の額は、加算された人の相続税の計算上控除されることとなります。なお、被相続人から生前に贈与された財産であっても、次の財産については加算する必要はありません。

- (1) 贈与税の配偶者控除の特例を受けている又は受けようとする財産のうち、その配偶者控除額に相当する金額
- (2) 直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金のうち、非課税の適用を受けた金額
- (3) 直系尊属から一括贈与を受けた教育資金のうち、非課税の適用を受けた金額
- (4) 直系尊属から一括贈与を受けた結婚・子育て資金のうち、非課税の適用を受けた金額（※）

※ 贈与者である被相続人が死亡した時に、贈与を受けた非課税資金のうち管理残額については、相続等によって取得したものとみなして相続財産に加算することとされています。



2. 相続開始直前でもできる贈与による相続税の負担軽減

生前贈与加算の規定は、被相続人から相続や遺贈により、結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の管理残額以外の財産を取得しなかった人（相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得している人を除きます。）については、相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産であってもその価額は、相続税の課税価格に加算されません。そのため、相続開始前3年以内に贈与を受けていても、相続発生時にその被相続人から相続又は遺贈により財産を取得していない人については、贈与税の課税のみで完結します。

そこで、相続開始直前の贈与であっても、贈与者に意思能力があれば、例えば推定相続人以外の孫へ贈与すればその直後に贈与者が死亡しても、孫は「相続又は遺贈」によって財産を取得していなければ生前贈与加算の規定の対象とはなりません。

そのことで、相続税等の負担を軽減することができます。

【設例】

1. 被相続人 父（平成30年7月30日死亡）
2. 相続人 長男・長女
3. 父の相続財産と遺産分割 その他の財産4.8億円を1/2ずつ相続する
4. 生前贈与 父は長男の子（25歳）と長女の子（23歳）に、それぞれ1,000万円を平成30年6月に贈与した。
5. 相続税等の計算（単位：万円）

	生前贈与あり		【参考】生前贈与なし	
	長男	長女	長男	長女
課税価格	24,000	24,000	25,000	25,000
相続税額	7,155	7,155	7,605	7,605
税額合計（相続税+贈与税）	7,332	7,332	7,605	7,605

※ 孫へ生前贈与した財産は、相続開始前3年以内であっても孫が相続又は遺贈によって財産を取得していないため、相続財産に加算されません。そのため、生前贈与をした場合の方が、孫への贈与税の負担を考慮しても税負担は軽減されます。

（文責：山本和義）